

新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
(IRBの開催) 第6条	(IRBの開催) 第6条
(略)	(略)
<p><u>3 委員長が必要と認めた場合は、IRBをテレビ会議もしくはWEB会議等の双方向の円滑な意思疎通が可能な手段を用いて行うことができるものとする。</u></p>	
(略)	(略)
(会議の記録) 第14条	(会議の記録) 第14条
(略)	(略)
<p>4 IRBは、審議事項に関する記録を作成し保存する。なお、IRB終了後、研究倫理審査委員会登録システム (<a href="https://rinri.niph.go.jp/">https://rinri.niph.go.jp/</a>厚生労働省) に公表する。</p>	<p>4 IRBは、審議事項に関する記録を作成し保存する。なお、IRB終了後、研究倫理審査委員会登録システム (<a href="https://www.rinri.amed.go.jp/">https://www.rinri.amed.go.jp/</a>国立研究開発法人日本医療研究開発機構) に公表する。</p>
附則	附則
(略)	(略)
<p><u>附則</u> <u>本規程は、令和2年9月1日から施行する。</u></p>	(略)